

## 運営推進会議を活用した評価の実施について

## 1 実施頻度について

年度ごとに、2月に1回以上開催する運営推進会議において1回以上は自己評価及び外部評価を実施してください。

## 2 実施方法等について

以下の厚生労働省通知に基づき実施してください。

- ① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）（別添1）
- ② 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）（別添2）

## 3 様式について

上記2の①の通知に参考で示されている「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を御活用ください。

## 4 評価結果の公表について

## ① 公表方法

評価結果については、実施年度内に、以下の方法により公表してください。

- ・入居者家族への配布
- ・長岡市への提出
- ・圏域内の地域包括支援センターへの提出
- ・事業所内への掲示
- ・法人のホームページへの掲載、介護サービス情報公表システムへの掲載（※任意）

## ② 評価結果の長岡市等への提出について

長岡市及び圏域内の地域包括支援センターに「評価結果」を提出してください。（長岡市には「運営推進会議を活用した評価」結果公表確認表（別添3）を併せて提出）

## 5 留意事項

運営推進会議を活用した評価を行う場合は、以下の点に御留意ください。

- 外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。
- 評価を実施する際は、市職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

## 6 新型コロナウイルス感染拡大に係る運営推進会議を活用した評価の実施方法について

令和3年3月1日付け長介第965号通知（別添4）を御確認ください。